

---

プロジェクト 中小企業の会計に関する指針

項目 「中小企業の会計に関する指針」について

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（以下「4 団体」という。）の連名で公表している「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小会計指針」という。）について、その概要及び中小会計指針の改正にあたっての当委員会における手続きを説明するとともに、「中小企業の会計に関する指針」（平成 26 年版）の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表に関して、ご了承を頂くことを目的としている。

- (1) 中小会計指針の概要
- (2) 中小会計指針の改正にあたっての当委員会における手続き
- (3) 本公開草案において提案されている改正内容
- (4) 「中小企業の会計に関する指針」（平成 26 年版）の改正スケジュール案

### 中小会計指針の概要

#### 中小会計指針の制定経緯とこれまでの改正経緯

2. 平成 17 年 8 月、4 団体の連名で、「中小企業の会計に関する指針」を公表した。
3. これは、「中小企業の会計に関する研究会報告」（中小企業庁、平成 14 年 6 月）、中小企業会計基準（日本税理士会連合会、平成 14 年 12 月）、及び「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」（日本公認会計士協会、平成 15 年 6 月）の 3 つの報告書を統合する形で誕生したものである。また、平成 17 年 7 月に公布された会社法で「会計参与制度」が導入されたことにも対応したものである。
4. 以後、当委員会が公表する会計基準の新設又は改正、関係法令の改正などに伴い、ほぼ毎年改正を行ってきている。
5. なお、中小会計指針を改正する手続きとしては、4 団体及び学識経験者等から構成される「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会と親委員会に相当する「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会の審議を経ることとしている。具体的には、当該専門委員会での検討を経て公開草案を公表し、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて更に当該専門委員会での検討を行ったうえで、検討委員会を招集して検討を行い、全会一致での了承を得て、改正した中小会計指針を公表している。

### 中小会計指針の目的

6. 中小企業が計算書類を作成するにあたり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。とりわけ、会社法上、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このため、中小会計指針は一定の水準を保つものとされ、中小企業は中小会計指針により計算書類を作成することが推奨されている。

### 中小会計指針の適用対象

7. 中小会計指針の適用対象は、以下の会社を除く株式会社とされている。
- 金融商品取引法の適用を受ける会社及びその子会社並びに関連会社
  - 会計監査人を設置している会社及びその子会社

### 中小会計指針の改正にあたっての当委員会における手続き

8. 中小会計指針は、金融商品取引法適用会社には適用されず、当財団の定款第 52 条で定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針」には該当しないことから、「企業会計基準等の開発に係る適正手続きに関する規則」で規定した会計基準等の対象には当たらないと考えられる。
9. しかし、「企業会計基準委員会」という名称を使用して公表するものであるので、適切なデュー・プロセスを図る観点から、以下の手続きを取ることとした。
- (1) 中小会計指針の改正にあたっての公開草案の公表に向けての手続きとしては、当委員会事務局での検討を踏まえて「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会の審議に参加する。そして、当該専門委員会での検討を踏まえた公開草案を企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る（中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない）。なお、4 団体すべての了承が得られた段階で公開草案が公表される。
  - (2) 最終的な改正された中小会計指針の公表に向けての手続きとしては、当委員会事務局で公開草案に寄せられたコメントの分析及び検討を行ったうえで当該専門委員会の審議に参加し、当該専門委員会での検討を踏まえた中小会計指針の最終的な改正案を企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る（中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない）。その上で、「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会の審議に参加する。なお、当該検討委員会において全会一致で了承が得られた段階で改正された中小会計指針が公表される。

10. なお、公開草案に寄せられたコメントについては、4団体のホームページで公開しているが、当該取扱いは今後も踏襲することとする。

### 本公開草案において提案されている改正内容

11. 本公開草案は「中小企業の会計に関する指針（平成25年版）」から主に以下の点を改正することが提案されている（詳細は審議事項(6)-2を参照）。

(1) 用語の変更

退職給付会計基準や企業結合会計基準で使用している用語に揃えるものである。具体的には、例えば以下のような語句の変更が提案されている。

- ① 現行: 確定給付型退職給付債務 → 改正案: 確定給付制度
- ② 現行: 少数株主 → 改正案: 非支配株主<sup>1</sup>

(2) 会社計算規則の個別注記表の規定に沿った記述に改正

- (3) 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入に伴い、固定資産の減価償却について臨時償却が廃止されたことを踏まえた記述の改正

### 「中小企業の会計に関する指針」（平成26年版）の改正スケジュール案

12. 本公開草案公表にあたっての改正スケジュールは以下を予定している。

平成27年	1月9日	第303回企業会計基準委員会に改正案（公開草案）を付議
	1月14日	4団体の所定の手続きが終了した後に、「中小企業の会計に関する指針(平成26年版)」公開草案を公表（改正提案の内容などを踏まえて、コメント募集期間は1カ月程度を予定している。）
	2月13日	コメント募集期限 コメント分析。必要に応じて「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会を開催。 最終案を企業会計基準委員会 <sup>2</sup> に付議
	3月中～	「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会で審議

<sup>1</sup> 2014年11月25日公表、2014年12月25日意見募集締切の「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」の中で会社計算規則第94条第2項が少数株主持分から非支配株主持分への用語の変更が提案されている。なお、当該部分は本改正省令案の公布の日に施行されることが予定されている。

<sup>2</sup> 企業会計基準委員会は2月20日、3月6日及び3月20日に開催が予定されている。

4月上旬 「中小企業の会計に関する指針」(平成26年版)を公表

(注) 「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会は、平成26年12月10日に開催されている。

ディスカッション・ポイント

公開草案「中小企業の会計に関する指針」(平成26年版)の公表に関して、ご意見があれば頂きたい。

以 上